

ワイン提供機器整備支援事業補助金交付要綱

[令和6年4月16日6山観第12号]

(趣旨)

第1 この要綱は、ワインを活かした観光地域づくりを推進するため、千曲川ワインバレー（東地区）におけるワイン・ツーリズムの発着施設や飲食・宿泊施設等を運営する民間事業者が行うワイン提供機器の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下、「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 千曲川ワインバレー（東地区）

千曲川ワインバレー特区連絡協議会の構成市町村（オブザーバーを含む。）を範囲とする地区

(2) ワイン・ツーリズムの発着施設

ア 千曲川ワインバレー（東地区）に所在する駅または駅内の店舗

イ 千曲川ワインバレー（東地区）に所在する観光案内所

(3) 飲食・宿泊施設等

ア 千曲川ワインバレー（東地区）に所在する飲食店、宿泊施設、酒販店、ワイナリー

イ ア以外のもののうち、千曲川ワインバレー（東地区）に所在し、ワインを提供することにより、多くの観光客等とワインとの接点を増やすことに寄与すると認められる施設

(4) ワイン提供機器

ア 酸化防止機能を有するワインサーバー（以下、「ワインサーバー」という。）

イ ア以外のもののうち、ボトル内のワインの酸化を防ぎ、かつグラスワインを提供できる機器（以下、「グラス提供機器」という。）

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象となる者は、ワイン・ツーリズムの発着施設や飲食・宿泊施設等を運営する民間事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 事業の実施に必要な許認可を取得していない（新規開業の場合は、許認可を取得する見込みがない）者

(3) その他地域振興局長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4 この補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、観光客等による長野県産ワイン（特に、千曲川ワインバレー（東地区）で生産されたワイン）の消費を促進・拡大することを目的として、補助事業者がワイン提供機器の設置や、整備したワイン提供環境のPRを行い、観光客等に対し一定期間（60日以上）ワインを提供する次の事業とする。

(1) ワインサーバー導入事業

(2) グラス提供機器導入事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5 第4に規定する補助事業別の補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率、補助上限額は別表1に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 本補助金以外に、他の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は、重複する補助対象経費を除くこととする。

(事業の実施期間)

第6 この事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年2月28日までとする。

(補助金交付の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、ワイン提供機器整備支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) ワイン提供機器整備支援事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) ワイン提供機器整備支援事業経費内訳書(様式第3号)
 - (3) 補助対象経費算出の根拠となる書類(カタログ、見積書等)
 - (4) 事業の実施に必要な許認可を取得していることを証する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか地域振興局長が特に必要と認める書類
- 3 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助金の交付の申請をするにあたり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記したワイン提供機器整備支援事業補助金事前着手届(様式第4号)を地域振興局長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内にワイン提供機器整備支援事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を地域振興局長に提出して行うものとする。

(計画の変更)

第9 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、ワイン提供機器整備支援事業計画変更承認申請書(様式第6号)を、あらかじめ地域振興局長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

- (1) 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないこと。
- (2) 補助対象経費の20%以内の増額(ただし、交付決定額を変更しない場合に限る。)、または20%以内の減額であるもの。

(補助事業の中止または廃止)

第10 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、ワイン提供機器整備支援事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を、あらかじめ地域振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、ワイン提供機器整備支援事業実績報告書(様式第8号)によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) ワイン提供機器整備支援事業実施結果報告書（様式第9号）
 - (2) ワイン提供機器整備支援事業経費内訳書（様式第10号）
 - (3) 補助事業で購入した物品や広告媒体として作成した印刷物等のカラー写真（広告媒体がインターネット上の場合は、スクリーンショット画像）
 - (4) 支出が確認できる書類（納品書、領収証、振込依頼書等）の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか地域振興局長が特に必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または令和7年2月28日までのいずれか早い日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（補助金の精算払）

第12 補助事業者が、補助事業完了後、補助金の精算払を受けようとするときは、ワイン提供機器整備支援事業補助金精算払請求書（様式第11号）を地域振興局長に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第12号）により速やかに地域振興局長に報告するものとする。ただし、第11第4項の規定に基づき、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した実績報告に基づき額の確定を受けた場合はこの限りではない。

（事業成果の公表）

第14 補助事業者は、地域振興局長の求めに応じ、補助事業の成果を公表するものとする。

（財産処分の制限）

第15 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、ワイン提供機器整備支援事業財産処分承認申請書（様式第13号）とする。

- 2 規則第19条第1項第2号の規定により地域振興局長が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。ただし、規則19条第2項第2号の規定に基づき地域振興局長が別に定める期間を経過したものは除く。
- 3 地域振興局長は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（機器の管理）

第16 補助事業により導入したワイン提供機器は、本補助金の交付を受けた旨の表示を行った上で、管理すること。

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別表 1

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
ワインサーバー導入事業	・ワイン提供機器本体の購入に要する経費	1/2 以内	50 万円
グラス提供機器導入事業	・ワイン提供機器の使用に必要な消耗品費 ・ワイン提供環境を PR するための広告宣伝費		10 万円